

## バイク・軽自動車等の 廃車手続きは3月31日まで



譲渡・売却・廃棄などですでに軽自動車等を所有していない場合や盗難に遭った場合に、廃車手続きをしていないと、令和3年度も軽自動車税(種別割)が課税されます。廃車手続きが済んでいない方は、必ず3月31日(水)までに手続きをしてください。手続きの場所は、軽自動車等の種別により異なります。

※軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車・小型特殊自動車・オートバイ・軽自動車等を所有している方が納める税金です。

### ●令和3年度グリーン化特例(軽課税)

軽自動車(三輪・四輪)のグリーン化特例(軽課税)が、令和3年度も適用されます。令和2年4月1日～3年3月31日に新規取得した排ガス性能・燃費性能の優れた環境負荷の小さい新車が対象車両です。

※令和3年4月1日以降に取得した貨物車・自家用車は、電気自動車等のみが対象です。

### 【廃車手続きの場所・問合せ】

▶原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車…区税務課収納管理係(本庁舎6階) ☎(5273)4139・☎(3209)1460、▶オートバイ(125ccを超えるもの)…練馬自動車検査登録事務所(練馬区北町2-8-6) ☎050(5540)2032、▶軽自動車(三輪・四輪)…軽自動車検査協会東京主管事務所練馬支所(板橋区新河岸1-12-24) ☎050(3816)3101へ。



## 自転車の保険にご加入ください



東京都では、自転車利用中の事故により、他人にけがをさせてしまった場合等の損害を賠償できる保険等(自転車損害賠償保険等)への加入が義務付けられています。自転車利用者が未成年の場合は、保護者が保険等に加入する義務があります。

下記のいずれかに該当する場合、すでに自転車損害賠償保険等に加入しています。

- ▶損害保険会社が扱う火災保険や自動車保険等(右下記参照)に「個人賠償責任保険」が特約として付帯している場合
- ▶自転車安全整備店で点検整備(有料)を受け、点検日から1年以内の「TSマーク(右図)」が自転車に貼ってある場合



### ●保険の加入状況を確認しましょう

右記の保険・共済に加入している場合、「個人賠償責任保険」が特約として契約(付帯)されているかご確認ください。確認・特約の追加方法等詳しくは、各保険会社へお問い合わせください。

※「日常賠償責任保険」「賠償責任共済」の名称で加入している場合もあります。

▶「自転車保険」等の名称で販売している損害保険とのセット商品、▶自動車保険(特約)、▶火災保険(特約)、▶傷害保険(特約)、▶クレジットカードなどの付帯保険、▶会社等の団体保険、▶PTAの保険など、学校等で加入募集を受ける団体保険、▶交通安全協会の自転車会員として加入している団体保険

【問合せ】交通対策課交通企画係(本庁舎7階) ☎(5273)4265へ。

## 新宿エコ自慢ポイントに ご参加ください

▼同ポイント登録カード



新宿エコ自慢ポイントは、買物でマイバッグを使いレジ袋の削減に協力する等のエコな行動をポイントとして交換できる仕組みです。日頃のエコな行動の達成度を、ポイントを確認しながら実感しませんか。貯まったポイントはエコバッグ等の景品に換えられます。参加方法等詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】ごみ減量リサイクル課ごみ減量計画係(本庁舎7階) ☎(5273)3318・☎(5273)4070へ。



### ■エコ自慢ポイント上位者 (令和2年1月～12月登録分)

順位	登録番号	ニックネーム	ポイント	
1	60000064	buan064	1466	P
2	60042088	nekosan088	1099	P
3	60034489	2017489	1079	P
4	60017826	thomas826	1027	P
5	60034250	20161211250	947	P

◎左表のポイント上位者の方は、記念品等を差し上げますので、上記お問い合わせ先へご連絡ください。

※貯まったポイントは、専用ホームページ(<http://jcsns.receptorinc.com/shinjuku/index.php>)でご確認いただけます。詳しくは、お問い合わせください。

## 飯田橋駅前地区に係る 都市計画の説明会・縦覧等



【問合せ】景観・まちづくり課(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎8階) ☎(5273)3569・☎(3209)9227へ。

### ●説明会(オンライン)

3月31日(水)まで新宿区ホームページで説明資料・動画を掲載・配信しています。

【内容】用途地域変更素案、地区計画等原案

●視聴環境のない方向けの動画視聴会

【日時】3月16日(火)▶①午後1時30分～2時30分、▶②午後6時30分～7時30分(2回とも同じ内容)

【会場】牛込竈竈地域センター(竈竈町15)

【申込み】電話かファックス(6面記入例のほか希望時間(①②の別)を記入)で同課へ。各回定員50名。

### ●縦覧・意見書の提出

地区内の土地・建物の所有者または一定の利害関係者で原案の内容に意見がある方は、意見書を提出できます。

【縦覧期間】

3月17日(水)～31日(水)

【意見書の提出期間】

3月17日(水)～4月7日(水)

【縦覧場所・意見書の提出先】

同課へ。

## さまざまな地域活動団体の取り組みを応援します 第1回地域コミュニティ事業助成

申請期間は4月1日～9日  
事前相談を受け付けています



区民主体の地域活動団体が行う防犯パトロールや世代間交流等の取り組みを支援し、地域コミュニティの活性化・絆づくりを推進します。

【対象団体】▶町会・自治会、地区町会連合会、地区協議会、マンション等共同住宅の居住者で構成される団体、またこれらいずれかの団体を含む実行委員会

▶地域活動団体やNPO法人等(一定の要件あり)

【対象事業】4月1日(木)～8月31日(火)に実施する次のいずれかの事業

▶地域全体の課題解決、▶安全安心なまちづくり、▶地域交流の促進

【助成金額】原則として助成対象経費の4分の3(上限額は原則、1事業につき10万円(★))

★令和3年度から、交通安全運動、防犯パトロール・見守り活動、路上清掃、町会・自治会掲示板の新設等、防災訓練で、事業を実施するにあたり収入のないものは助成対象経費の10分の9、新型コロナ対策にかかる物品経費は10,000円まで10分の10を助成します。

【申込み】制度の利用や申請書等作成について事前に相談の上、所定の申請書等を4月1日(木)～9日(金)に事業を実施する地域の特別出張所(特別出張所所管地区以外は地域コミュニティ課コミュニティ係(本庁舎1階) ☎(5273)4127)へ。詳しくは、同課・特別出張所で配布の募集要項でご案内しています。新宿区ホームページからもご覧いただけます。

※4月9日(金)までに申請した事業は5月7日(金)までに交付対象事業を決定します。

※第2回目の募集は、7月1日(木)～令和4年3月31日(木)に実施する事業を対象に申請を受け付ける予定です。詳しくは、広報新宿後号でご案内します。

## 動画を 公開中

## 新生活を始める外国人の方へ 新宿生活スタートガイド

新生活を始める外国人の方に役立つ情報や暮らしのルールを紹介する動画です。日本語音声の映像に7言語(英語・中国語・韓国語・ネパール語・ベトナム語・ミャンマー語、ルビ付き日本語)の字幕付きで、いずれも全8種類あります(下記)。

新宿区ホームページや、区公式YouTubeチャンネル「新宿区チャンネル」で配信しているほか、区政情報センター(本庁舎1階)・区立図書館(所蔵は中央・四谷・下落合のみ)でDVDを貸し出しています。

【問合せ】多文化共生推進課多文化共生推進係(本庁舎1階) ☎(5273)3504へ。

【各動画のタイトル】※いずれも3～5分程度

- ▶①日本の住まいでの約束事!  
これを守って快適な新宿生活を!
- ▶②部屋を借りる人、必見!  
日本の賃貸借の基礎知識
- ▶③病院に行くときには保険証が必要!  
国民健康保険
- ▶④日本は地震国!日頃からの備えで命を守る
- ▶⑤知らないといけない!自転車利用のマナー
- ▶⑥資源・ごみの出し方のルールを守りましょう!
- ▶⑦新宿区で生活する外国人の皆さんへのサポート情報
- ▶⑧新宿で事業を始める人のための「事業系の資源・ごみの出し方」



▲アゼリア(左)・シンウェル(右) / いずれも同ガイドキャラクター



▶動画の視聴ができます



▶国民健康保険証の説明シーン



もし料理をしているときは、揺れがおさまってから火を止めよう

▶地震が起きた際の説明シーン